特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	市税の徴収に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務
②事務の内容	地方税法に基づき固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。 ②納付状況を管理し，過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い，納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を加算し，徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	・賦課した市税の調定を管理する。 ・納付された市税の消込処理を実施し収入を管理する。 ・未過納の抽出を行い，未納者に督促，過納者に還付・充当処理を行う。 ・納付するための再発行納付書を作成する。 ・申請に基づき申告のための年間納付額確認書の発行をする。（国民健康保険税）
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	・未納データを名寄せして管理をする。 ・滞納方針決定のための分析資料として未納データの集計を行う。 ・滞納方針に基づき催告（催告書，電話，臨戸，来庁等）を行う。 ・納付相談を行い，必要に応じて分納計画をたてる。 ・交付要求・差押等の滞納処分を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	・納税者からの口座振替依頼書を受理し，振替口座の新規・変更・廃止入力を行い，口座台帳を管理する。 ・口座台帳と各税の調定と突合し，振替依頼データを作成する。 ・金融機関からの振替結果データを消込データに変換する。 ・振替不能者に対し不能通知の発行などの処理を行う。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム4	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	・納税者との交渉のために課税根拠を照会する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム5	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	・納税者との交渉のために課税根拠を照会する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	法人住民税システム
②システムの機能	・納税者との交渉のために課税根拠を照会する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム7	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	・納税者との交渉のために課税根拠を照会する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム8	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	・被保険者との交渉のために課税根拠を照会する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム9	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	・評価実施機関における住登者及び住登外者の宛名項目（氏名，性別，生年月日，住所，個人番号等）の管理 ・各システムの宛名番号より団体内統合宛名番号を管理 ・符号付番の際，符号と紐付ける団体内統合宛名番号を中間サーバーへ送信 ・中間サーバーとのデータ連携
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	・本人確認 　既存住民基本台帳システムで確認した個人番号を元に，住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い，確認結果を画面上に表示する。 ・本人確認情報検索 　統合端末において入力された4情報（氏名，住所，性別，生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い，検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・機構への情報照会 　全国サーバに対して住民票コード，個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い，該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　[○] 税務システム [　] その他　（　）

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル，滞納情報ファイル，口座情報ファイル，共通宛名ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第42、48、115、125、132項）	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部　収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
収納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者
	その必要性	課税額，収納額，未納額を正確に把握するために保有する必要がある。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [　]個人番号　[　]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○]連絡先（電話番号等） [　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[○]地方税関係情報　[　]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[　]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [○]その他　（　　）
	その妥当性	その他識別情報：対象者を正確に把握するために保有 地方税関係情報：納税義務者の税額を正確に把握する為 医療保険関係情報：被保険者の税額を正確に把握する為 その他：納税義務者及び被保険者の市税の納付状況を正確に把握する為
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		財政部　収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民税課，資産税課，国保年金課，市民総合窓口課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 茨城租税債権管理機構，地方税共同機構 ） [○] 民間事業者 （ 金融機関（公金収納，口座振替） ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 税システムより直接更新 ）
③使用目的 ※		納税義務者及び被保険者の市税の徴収事務管理
④使用の主体	使用部署	財政部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		Ⅰ．課税額の確定 各税の当初課税額及び更正後課税額を更新し調定を確定する。 Ⅱ．納付状況消し込み 1）公金収納サービス，コンビニ収納サービス及び地方税共同機構から市税の納付情報を取得し，消し込みを行う。 2）各金融機関に市税の口座振替依頼情報（データ）を作成後送信し，振替日以後に振替結果情報を受信し，消し込みを行う。 3）未納データを抽出し，茨城租税債権管理機構へ徴収事務を移管し，その徴収結果（紙）を受け取り徴収事務を行う。 4）申出により再発行納付書を作成する。 Ⅲ．還付充当事務 納付額に過誤納金が生じた場合，納付状況に応じて還付充当の事務を行う。
	情報の突合	納税証明書，再発行納付書，還付充当通知書，督促状等の作成のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (5) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		収納システム運用・保守	
①委託内容		磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの紛失等に備えたバックアップデータの保管	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3		コンビニ収納	
①委託内容		コンビニ等で納付されたデータを取りまとめ、収納課へ送付する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		地銀ネットワークシステム	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4		公金収納	
①委託内容		金融機関窓口または市窓口及び口座振替により支払った市税の納付情報をデータ化し、市専用端末を利用して送付する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)常陽銀行(常陽コンピュータサービス(株))	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

委託事項5		電子納付	
①委託内容		地方税お支払サイトで納付されたデータを保管する。	
②委託先における取扱者数		[　　50人以上100人未満　　]	＜選択肢＞ 1）10人未満　　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上
③委託先名		地方税共同機構	
再委託	④再委託の有無　※	[　　再委託しない　　]	＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 5 ）件 [○] 移転を行っている （ 7 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第42項）
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務
③提供する情報	国民健康保険の保険税の滞納額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
提供先2～5	
提供先2	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第115項）
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険税の徴収に関する事務
③提供する情報	国民健康保険の保険税の滞納額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第125項）
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	国民健康保険の保険税の滞納額
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第132項）
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	国民健康保険の保険税の滞納額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　 1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第48項）
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	国民健康保険の保険税の滞納額
④提供する情報の対象となる本人の数	[　 1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険被保険者
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	市民部　市民総合窓口課（市民総合窓口室）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	納税証明書発行，再発行納付書発行
③移転する情報	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[○] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	申請を受けた時
移転先2～5	
移転先2	財政部　市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	納税証明書発行，再発行納付書発行
③移転する情報	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[○] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先3	財政部　資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	再発行納付書発行
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額

④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[○]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先4	健康推進部　国保年金課（市民総合窓口室）
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	再発行納付書発行，年間納付額確認書
③移転する情報	国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税を納付すべき被保険者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[○]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先5	財政部　市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者の税額，滞納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[○]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先6～10	
移転先6	財政部　資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の納税義務者の税額，滞納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[○] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先7	健康推進部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税を納付すべき被保険者の税額，滞納額
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税を納付すべき被保険者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[○] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先11～15	
移転先16～20	
6．特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7．備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
滞納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の滞納者
	その必要性	滞納整理事務を行うために保有する必要がある。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [　]個人番号　　[　]個人番号対応符号　　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　　[○]連絡先（電話番号等） [　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　　[○]地方税関係情報　　[　]健康・医療関係情報 [○]医療保険関係情報　　[　]児童福祉・子育て関係情報　　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　　[　]年金関係情報　　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [○]その他　（　滞納経過・財産・差押・納付誓約情報　）
	その妥当性	その他識別情報：対象者を正確に把握するために保有 連絡先（電話番号等）：対象者を正確に把握するために保有 地方税関係情報：納税義務者の税額を正確に把握する為 医療保険関係情報：被保険者の保険税を正確に把握する為 その他被保険者及び納税義務者の市税に対する滞納経過状況を正確に把握する為
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		財政部　収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体、茨城租税債権管理機構 ） [○] 民間事業者 （ 金融機関、保険会社、電話会社、勤務先 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		滞納者への徴収事務管理
④使用の主体	使用部署	財政部 収納課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		Ⅰ．財産状況確認 1）金融機関へ通知書による預貯金情報の照会または差押を依頼する。 2）保険会社へ通知書による生命保険料情報の照会または差押を依頼する。 3）電話会社へ通知書による加入権情報の照会または差押を依頼する。 4）勤務先に通知書による給与情報の照会または差押を依頼する。 5）他自治体に固定資産情報（土地・家屋）の照会をし財産を把握する。 6）本市のおける固定資産情報（土地・家屋）の照会をし財産を把握する。 Ⅱ．徴収事務委託 1）未納データを抽出して茨城租税債権管理機構へ徴収事務を委託し，その徴収事務の結果（経過記録，差押情報等）を受け取り，滞納事務を行う。 Ⅲ．納付計画 Ⅳ．不納欠損 時効消滅の該当に対し欠損処理を行う。
	情報の突合	・滞納整理のための各種帳票の作成の際に宛名情報と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		滞納システム運用・保守	
①委託内容		磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[○] 移転を行っている　（　3 ）件 [　] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	財政部　市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の滞納額及び納税義務者の滞納状況。
④移転する情報の対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[○] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時

移転先2～5	
移転先2	財政部　資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の滞納額及び納税義務者の状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税の納税義務者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[○]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
移転先3	健康推進部　国保年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項
②移転先における用途	賦課徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険税の滞納額及び納税義務者の状況
④移転する情報の対象となる本人の数	[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税を納付すべき被保険者
⑥移転方法	[　]庁内連携システム　[○]専用線 [　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[　]紙 [　]その他　（　）
⑦時期・頻度	情報照会を受けた時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
口座情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		市税の納付を口座振替払いで申し出のある納税義務者
	その必要性	口座振替依頼をするために保有する必要がある。
④記録される項目		[　50項目以上100項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [　]個人番号　[　]個人番号対応符号　[○]その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○]4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○]連絡先（電話番号等） [　]その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　]国税関係情報　[　]地方税関係情報　[　]健康・医療関係情報 [　]医療保険関係情報　[　]児童福祉・子育て関係情報　[　]障害者福祉関係情報 [　]生活保護・社会福祉関係情報　[　]介護・高齢者福祉関係情報 [　]雇用・労働関係情報　[　]年金関係情報　[　]学校・教育関係情報 [　]災害関係情報 [○]その他　（　市税引落し口座情報　）
	その妥当性	その他識別情報：対象者を正確に把握するために保有 その他：納税義務者の税額引落し情報を作成するために保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		財政部　収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [　　] 評価実施機関内の他部署　（　　） [　　] 行政機関・独立行政法人等　（　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 茨城租税債権管理機構，地方税共同機構　　） [○] 民間事業者　（ 金融機関、ゆうちょ銀行　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[○] 紙　　[○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　　[○] 専用線　　[　　] 庁内連携システム [　　] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（ 税システムより直接更新　　）
③使用目的 ※		納税額の引き落とし希望口座の登録
④使用の主体	使用部署	財政部　収納課
	使用者数	[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		Ⅰ．口座振替加入情報 1）本人の申請により，税額を引き落とすための口座情報を管理する。 Ⅱ．税額口座振替依頼 1）金融機関別に，口座振替依頼データの作成を行う。 Ⅲ．振替結果 1）金融機関からの振替結果より消込データを作成する。 2）振替不能者に対し不能通知を作成する。
	情報の突合	・振替依頼のために収納データと突合をする。 ・不能通知作成のため宛名データと突合をする。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (2) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		口座システム運用・保守	
①委託内容		磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
宛名情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の課税者
	その必要性	督促状，催告書，還付・充当通知，各種未納通知等の作成のために必要
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[○] 連絡先（電話番号等） [　] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　（　　）
	その妥当性	通知書等の郵送先のために住所が必要であり，郵送先を住民票住所とは変える旨の届出があるために通知先を必要としている。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月
⑥事務担当部署		財政部　収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 住民記録担当課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 地方税電子化協議会 ） [ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [○] 民間事業者 （ 企業 ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 （ ）
③使用目的 ※		督促状，催告書，還付・充当通知，各種未納通知等を送付するための郵送先に使用している。
④使用の主体	使用部署	財政部　収納課
	使用者数	[50人以上100人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		収納情報ファイルと突合し宛名情報をセットする
	情報の突合	収納情報ファイルと突合し宛名情報をセットする
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 2 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		宛名システム運用・保守	
①委託内容		磁気ディスクによる住民税賦課情報の保全のために，必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		（株）茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		（株）茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 専用線 [　　] 電子メール　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　　] フラッシュメモリ　　[　　] 紙 [　　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5 **移転先6～10**	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所　※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

・税目　・課税年度　・通知書番号　・更正決定年月日
・納税義務者番号　・納税管理人番号　・種類区分　・共有代表者番号
・所有者宛先番号　・基礎年金番号　・調定年度　・課税対象年度
・標識番号漢字　・軽自車台番号　・軽自種別　・介護所得段階
・特徴の納期特例　・延滞金減免率　・決算済・欠損済サイン　・課税額計
・決定延滞金額計　・納付すべき督促手数料計　・更正事由コード　・更正発生日
・期別数

・期別情報
・期別決算済・欠損済サイン　・課税額　・課税額内訳1　・収納額内訳2
・収納額内訳3　・収納額内訳4　・収納額内訳5　・収納額内訳6
・決定延滞金額　・納付すべき督促手数料
・納期限　・記事コード　・記事年月日　・記事終了・解除コード
・記事終了・解除年月日　・記事漢字　・記事作成区分　・記事取消区分
・期別　・納付区分　・収納方法　・収納額
・収納額内訳1　・収納額内訳2　・収納額内訳3　・収納額内訳4
・収納額内訳5　・収納額内訳6
・延滞金　・報奨金　・督促手数料　・還付加算金
・計上年月日　・納付年月日　・束NO　・歳出還付サイン
・充当先税目　・充当先課税年度　・充当先通知書番号　・充当先期別
・充当先通知書番号　・充当先収納額　・充当先延滞金　・充当先報奨金
・充当先督促手数料　・充当先還付加算金　・充当先束NO　・充当適状日
・銀行コード　・支店コード　・科目コード　・口座番号
・納付書番号　・収納員コード　・取消区分　・取消年月日

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報
（宛先番号，郵便番号，電話番号，内線番号，FAX番号，メール番号，職業職種，職業役職，調査日，回答日，解除日，解除事由）
分納情報
分納番号
（処分区分，処分日，処分時間，解除日，解除事由，解除理由，内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，
誓約額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，起案日，決裁日，文書番号）
納付計画（処分情報含む）
（分納番号，計画番号，計画日，納付方法，場所，解除日，解除事由，解除理由，内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，
計画額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，計画計算方法，計画開始年月，計画終了年月，計画区分，計画定例日，
計画回数，計画分納額，延滞金計算方法，延滞金基準日，延滞金期日，延滞金減免率，延滞金上限，増減月，増減額，
変更年月，変更額，分納額，起案日，決裁日，文書番号）
納付受託
（処分日，処分区分，解除日，解除事由，解除理由，証券種類，証券枚数，証券番号，証券金額，取立費用，支払日，振出人，
振出地，支払人，支払地，引受人，引受住所，裏書人，裏書住所，換価日，延滞金基準日，起案日，決裁日，文書番号）
経過情報
（交渉日，交渉時間，交渉コード，場所，面談者，経過内容，対応課，対応者，接触有無）
経過約束
（約束日(開始・終了)，約束時間(開始・終了)，約束履行区分，約束額，約束内容）
経過帳票記録
（発送日，調査日，延滞金基準日，返戻日，公示有無，公示送達日，発行内容，事件番号）
経過徴収金
（徴収区分，徴収税目，徴収年度，徴収額，徴収件数）
免除情報
（免除番号，処分日，法律区分，免除事由，免除期間(開始日・終了日)，申請日，発送日，解除日，解除事由，解除理由，起案日，
決裁日，文書番号，担保内容，担保提供日，担保評価額）
処分情報
（処分区分，財産区分，処分日，処分時間，登録機関受付日，登録機関受付番号，執行機関差押日，破産区分，破産開始日，
包括禁止命令(自・至)，要求の終期，求意見書受理日，続行決定日，解除日，解除事由，解除理由，換価予定日，換価予定額，換価日，
換価額，配当日，配当時間，配当額，処分費，公売日，公売額，起案日，決裁日，文書番号）
処分財産情報
（処分番号，財産詳細区分，財産番号，解除日，解除事由，解除理由，解除日(同時)，解除事由(同時)，解除理由(同時)，
換価予定日，換価予定額，換価日，換価額，配当日，配当時間，配当額，処分費，公売日，公売額）
処分事件番号
（処分番号，区分，年度，記号，番号，名称）
処分計画計算書情報
（処分番号，計算書番号，計算書区分，支給日，支給額，所得税額，住民税額，社会保険料，扶養控除，控除額5号，差押額，
賞与支給額，賞与分所得税額，賞与分住民税額，賞与分社会保険料，賞与控除額5号，賞与差押額）
配当・充当情報
（処分番号，処分区分，財産区分，財産番号，処分日，前処分日，登録機関受付日，登録機関受付番号，執行機関差押日，
破産区分，破産開始日，包括禁止命令(自・至)，解除日，解除事由，解除理由，換価予定日，換価予定額，換価日，換価額，
配当日，配当時間，配当額，処分費，重加算額，配当文書，充当日，充当金額，残高，残余金，充当文書，公売日，公売額，
起案日，決裁日）
欠損情報
（欠損番号，処分区分，整理番号，処分日，法律区分，欠損事由，解除日，解除事由，解除理由，起案日，決済日，文書番号，
欠損顛末区分，欠損顛末調査日，欠損顛末内容）
滞納繰上情報
（繰上番号，処分日，繰上納期限（日・時間），法律区分，繰上事由，繰上理由，解除日，解除事由，解除理由，起案日，決裁日，
文書番号）
処分停止情報
（停止番号，処分区分，整理番号，処分日，法律区分，停止事由，解除日，解除事由，解除理由，起案日，決裁日，顛末区分，
停止番号，執行停止顛末区分，執行停止顛末調査日，執行停止顛末内容，住民登録日，実態調査結果区分，実態調査日，
実態調査方法，実態調査先，調査結果区分，相続調査日，相続調査方法，生活保護の運用(区分)，生活扶助，医療扶助、
住宅扶助，教育扶助，その他扶助，生活保護確認日，世帯最低生活費，世帯収入，督促区分，催告区分，催告送達回数，
催告返戻回数，不動産調査結果，不動産調査日，不動産調査先，預貯金調査結果，預貯金調査日，生命保険等調査結果，
生命保険等調査日，その他の資産調査結果，その他の資産調査日，収入調査結果，収入調査日，第5項適用事由（死亡），
死亡年月日，相続人区分，第5項適用事由（事件終了），事件終了年月日，破産宣告年月日，第5項適用事由（倒産），
調査年月日，調査方法，第5項適用事由，年齢，出国年月日）
処分明細情報
（未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，繰上納期限（日・時間），免除期間(開始日・終了日)，免除前・後額(延滞金)）
処分計画明細情報
（納付回数，納付予定日，納付書番号，未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，計画日，解除日）
処分配当充当明細情報
（事業年度(自・至)，未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金)，充当額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・
加算金)，処分区分，処分日，解除日，換価日，免除期間(開始日・終了日)，免除試算額(延滞金)，繰上納期限（日・時間），
納期限，法定納期限，計上年月日，納付年月日）
財産不動産情報
（家屋（財産番号，所在地，地番，種類，床面積，構造，家屋番号，建物の名称，建築年月日，不動産番号，床区分(地上・地下)
床階数，専有部分（床区分(地上・地下)，床階数，床面積），附属建物（附属番号，附属符号，種類，構造，床区分(地上・地下)，
床階数，床面積））、土地（財産番号，所在地，地番，種類，地目，地積，敷地権），金融（銀行名，支店名，代表者名，連絡先，
担当者，預貯金区分，口座番号，口座名義人，預貯金額，満期日，貸付有無，貸付現在日，貸付額，保護預り有無，
保護預り現在日，出資有無，出資口数，出資金，出資番号），保険（会社名，担当者名，電話番号，種類，証券番号，契約者名，
被保険者，受取人，満期保険額，満期日，死亡・損害時受取人，死亡・損害時保険額，契約書作成日，契約区分，
保険期間終了日，保険料区分，保険料，保険料支払日，貸付日，貸付額，返戻日，返戻額，積立配当日，積立配当額，解約日，
解約支払額，解約済支払日，金融機関名，金融機関支店名，口座科目，口座番号，口座名義人），給与（調査差押日，
調査差押解除日，勤務先名称，担当所属，担当者，電話番号，給与日，支給月，支給額，所得税額，住民税額，社会保険料，
扶養人数，金融機関名，金融機関支店名，口座科目，口座番号，口座名義人），権利者（権利者番号，権利種別，順位，債権額，
原因日，設定日），電話加入（電話番号，設置場所，氏名，住所，受付日，受付番号，質権受付日，質権受付番号，質権者氏名，

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

口座情報
（宛先番号，振替税目，銀行，支店，科目，口座番号，名義人，名義人（漢字），電話番号区分，電話番号，受付番号，受付場所，
受付年月日，申込年月日，課税番号，開始年月日，停止理由，停止年月日，開始年度，開始期別，振替区分）

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報
（個人番号，宛名番号，宛先区分，宛先名カナ，宛先名漢字，性別，生年月日，続柄コード，
郵便番号，住所コード，住所カナ，番地カナ，方書カナ，様方カナ，住所漢字，番地漢字，
方書漢字，様方漢字，世帯処理番号，行政区，住定日，住定事由，住民となった日，
住民となった事由，消除日，消除事由，転出予定日，転出確定日，異動日，
送付先宛先名，送付先住所，電話番号）

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税額に関しては，課税システムより更新しているので，目的外の入手は起こり得ない。 ・納付済みデータに関しては，納付方法に応じた納付機関以外からの入手はしていない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
万が一，金融機関やコンビニ代行業者から他市町村の納付データが送付されてきたとしても通知書番号にチェックデジットを設けており，その計算パラメーターに当市独自の数字を挿入しているため，消込データとして登録されることはない。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納システムからは，事務に必要なファイルのみにアクセスし，必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行う。 ・端末を利用していない際は，ログオフする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には，上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており，委託先から適宜報告を受け，改善の必要がある場合には改善の指示を行い，改善結果の報告を受けている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について，具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを確認の上，特定個人情報の提供を行う。 ・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。 ・アクセスに関しログを残している。
その他の措置の内容	・サーバ室等への入室及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し，情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する端末は，特定の端末に限定している。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 指定した端末，アクセスルートでのみ提供・移転できる制御を行っている。 予め定められた方法でのみ情報の提供・移転を行う。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システムにより，指定された条件に基づき得られた情報を提供できる制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先について，システムでの接続制御を行っている。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・中間サーバーの仕様に基づき，本事務で必要となる情報以外の入手は不可能となっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介した情報提供については，定められた中間サーバー仕様によりログが取得されており，定期的に確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては，政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞
・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。

＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞
・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	[　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	【古河市全体】 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し，セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・情報担当課が庁内イントラネットを通じて発信する，他自治体における情報セキュリティ事故報告の閲覧を推進し，同様の事故が発生しないよう注意喚起している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・課税額に関しては，課税システムより更新しているので，目的外の入手は起こり得ない。 ・納付済みデータに関しては，納付方法に応じた納付機関以外からの入手はしていない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	滞納システムからは，事務に必要なファイルのみにアクセスし，必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行う。 ・端末を利用していない際は，ログオフする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には，上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており，委託先から適宜報告を受け，改善の必要がある場合には改善の指示を行い，改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について，具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを確認の上，特定個人情報の提供を行う。 ・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。 ・アクセスに関しログを残している。	
その他の措置の内容	・サーバ室等への入室及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し，情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する端末は，特定の端末に限定している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 指定した端末，アクセスルートでのみ提供・移転できる制御を行っている。 予め定められた方法でのみ情報の提供・移転を行う。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システムにより，指定された条件に基づき得られた情報を提供できる制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先について，システムでの接続制御を行っている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・中間サーバーの仕様に基づき，本事務で必要となる情報以外の入手は不可能となっている。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介した情報提供については，定められた中間サーバー仕様によりログが取得されており，定期的に確認を行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置> ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置> ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	[　]自己点検　　[○]内部監査　　[　]外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	【古河市全体】 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し，セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・情報担当課が庁内イントラネットを通じて発信する，他自治体における情報セキュリティ事故報告の閲覧を推進し，同様の事故が発生しないよう注意喚起している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。

10. その他のリスク対策
【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー･プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
口座情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの申込情報の入手については，必要な情報のみを記載する様式としており，また，記載要領を提示し，必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・住民からの申請情報に関しては，システムより入力・更新しているので，目的外での入手は起こり得ない。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	口座システムからは，事務に必要なファイルのみにアクセスし，必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行う。 ・端末を利用していない際は，ログオフする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には，上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており，委託先から適宜報告を受け，改善の必要がある場合には改善の指示を行い，改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）	[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 ・中間サーバーの仕様に基づき，本事務で必要となる情報以外の入手は不可能となっている。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介した情報提供については，定められた中間サーバー仕様によりログが取得されており，定期的に確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞ ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		

8. 監査	
実施の有無	[　]自己点検　　[○]内部監査　　[　]外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	【古河市全体】 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し，セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・情報担当課が庁内イントラネットを通じて発信する，他自治体における情報セキュリティ事故報告の閲覧を推進し，同様の事故が発生しないよう注意喚起している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
宛名情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民からの各種届出，申請情報の入手については，必要な情報のみを記載する様式としており，また，記載要領を提示し，必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・住民基本台帳システムからの住民情報の入手については，あらかじめ定められたインターフェイスに基づいて，情報を取得するため，必要な情報以外を入手することはない。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	宛名システムからは，事務に必要なファイルのみにアクセスし，必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。	
その他の措置の内容	・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・操作権限の設定を行う。 ・端末を利用していない際は，ログオフする。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	<選択肢> 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・必要に応じて，当市が委託先の視察・監査を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合には，上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており，委託先から適宜報告を受け，改善の必要がある場合には改善の指示を行い，改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	<選択肢> 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について，具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを確認の上，特定個人情報の提供を行う。 ・システムを使用可能な職員を特定し，アクセス権限の制御を行っている。 ・生体認証により，操作者の認証を行う。 ・アクセスに関しログを残している。	
その他の措置の内容	・サーバ室等への入室及び本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し，情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する端末は，特定の端末に限定している。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 不正なアクセスに対してアクセスを許可していない。 指定した端末，アクセスルートでのみ提供・移転できる制御を行っている。 予め定められた方法でのみ情報の提供・移転を行う。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システムにより，指定された条件に基づき得られた情報を提供できる制御を行っている。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 情報の移転を行う相手先について，システムでの接続制御を行っている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）	[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 中間サーバーの仕様に基づき，本事務で必要となる情報以外の入手は不可能となっている。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間サーバーを介した情報提供については，定められた中間サーバー仕様によりログが取得されており，定期的に確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。 ◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞
・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。

＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞
・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	[　]自己点検　　[○]内部監査　　[　]外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	【古河市全体】 ・全庁的な研修として情報セキュリティに関する研修会を年1回以上実施する予定である。 ・全職員を対象に庁内イントラを利活用し，セキュリティポリシーについて定期的に啓発している。 【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・情報担当課が庁内イントラネットを通じて発信する，他自治体における情報セキュリティ事故報告の閲覧を推進し，同様の事故が発生しないよう注意喚起している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し，セキュリティー研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は，運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

【課内】
・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。
・情報について使用制限を設けている。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	古河市　総務部　総務課　茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	古河市　財政部　収納課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111
②対応方法	電話等による対応

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	本市は、収滞納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	本市は、市税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。		
平成29年6月1日	Ⅰ－1.－②事務の内容	地方税法に基づき軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税、国民健康保険税業務を実施している。	地方税法に基づき軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税、国民健康保険税の徴収事務を行っている。		
平成29年6月1日	Ⅰ－1.－②事務の内容	③金融機関窓口、コンビニ、口座振替、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。	③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。		
平成29年6月1日	Ⅰ－6.－②所属長	参事兼収納課長　鶴見　義隆	収納課課長　中川　一也	事後	
平成29年6月1日	Ⅳ-1.-①請求先	電話028092-3111	電話0280-92-3111		
平成30年5月15日	Ⅰ-1.-②事務の内容	①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。	①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。		
平成30年5月15日	Ⅰ-1.-②事務の内容	④納期限までに徴収できない場合，督促状を発行する。	④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。		
平成30年5月15日	Ⅱ収納情報ファイル 5移転先3　③移転する情報	固定・都市計画税の納税義務所の税額、滞納額	固定・都市計画税の納税義務者の税額、滞納額		
平成30年5月15日	Ⅱ滞納情報ファイル 2-③その必要性	滞納事務を行うために保有する必要がある。	滞納整理事務を行うために保有する必要がある。		
平成30年5月15日	Ⅱ滞納情報ファイル 3-⑤使用方法　情報の突合	・滞納処理のための各種帳票の作成の際に宛名情報と突合する。	・滞納整理のための各種帳票の作成の際に宛名情報と突合する。		
平成30年5月15日	Ⅱ口座情報ファイル 2-③対象となる本人の範囲	市税の納付を口座振替で依頼している納税義務者	市税の納付を口座振替払いで申し出のある納税義務者		
平成30年5月15日	公表日	平成29年6月1日	平成30年5月15日		
令和1年6月28日	Ⅱ収納情報ファイル 2-⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月		
令和1年6月28日	Ⅱ滞納情報ファイル 2-⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月		
令和1年6月28日	Ⅱ口座情報ファイル 2-⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月		
令和1年6月28日	Ⅱ宛名情報ファイル 2-⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月		
令和1年6月28日	公表日	平成30年5月15日	令和1年6月28日		
令和3年3月26日	公表日	令和1年6月28日	令和3年3月26日		
令和3年3月26日	Ⅰ-1.-②事務の内容	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ，地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。	事後	
令和3年3月26日	Ⅰ-4　法律上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1号　別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和3年3月26日	Ⅰ-5-①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和3年3月26日	Ⅰ-5-②法令上の根拠		【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号　別表第二の27の項	事前	
令和3年3月26日	Ⅱ収納情報ファイル 4.-委託事項3-①委託内容	コンビニで納付されたデータを取りまとめ、収納課へ送付する。	コンビニ等で納付されたデータを取りまとめ、収納課へ送付する。	事後	
令和3年3月26日	Ⅴ-1-①実施日	平成26年12月19日	令和3年3月26日		
令和3年9月10日	Ⅰ-5-②法令上の根拠	（番号法）第19条第7号	（番号法）第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ収納情報ファイル 5提供先1～6　①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年3月26日	令和3年9月10日		
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 2-⑥事務担当部署	古河市　財政部　収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 3-④使用部署	収納課	財政部　収納課	事後	

令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 5　提供・移転の有無	[〇]提供を行っている(16)件 [〇]移転を行っている(2)件	[〇]提供を行っている(6)件 [〇]移転を行っている(7)件	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先1	市民総合窓口課(市民総合窓口室)	市民部　市民総合窓口課(市民総合窓口室)	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先2	市民税課	財政部　市民税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先3	資産税課	財政部　資産税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先4	国保年金課(市民総合窓口室)	健康推進部　国保年金課(市民総合窓口室)	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先5	市民税課	財政部　市民税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先6	資産税課	財政部　資産税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ収納情報ファイル 移転先7	国保年金課	健康推進部　国保年金課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ口座情報ファイル 2-⑥事務担当部署	古河市　財政部　収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ口座情報ファイル 3-④使用部署	収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 2-⑥事務担当部署	古河市　財政部　収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 3-④使用部署	収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 移転先1	市民税課	財政部　市民税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 移転先2	資産税課	財政部　資産税課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 移転先3	国保年金課	健康推進部　国保年金課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ滞納情報ファイル 5　提供・移転の有無	[〇]移転を行っている(1)件	[〇]移転を行っている(3)件	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ宛名情報ファイル 2-⑥事務担当部署	古河市　財政部　収納課	財政部　収納課	事後	
令和4年10月25日	Ⅱ宛名情報ファイル 3-④使用部署	収納課	財政部　収納課	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1.-①事務の名称	軽自動車税，個人市・県民税，法人市民税，固定・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-1.-②事務の内容	地方税法に基づき軽自動車税，個人市・県民税，法人市民税，固定・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ、地方税法に基づく特別徴収等、納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。	地方税法に基づき軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅰ-2-3口座管理システム ②システムの機能	・納税者からの口座振替依頼書を受理し、振替口座及び開始・終了を入力し振替台帳を管理する。 ・振替台帳と各税の調定と突合し、振替依頼データを作成する。	・納税者からの口座振替依頼書を受理し，振替口座の新規・変更・廃止入力を行い，口座台帳を管理する。 ・口座台帳と各税の調定と突合し，振替依頼データを作成する。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 2-③対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-①入手元 〇地方公共団体・地方独立行政法人	茨城租税債権管理機構	茨城租税債権管理機構，地方税共同機構	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅱ納付状況消し込み	1)本人又は代理人より、市税の納付日・計上日・納付額の情報を受け取り(紙)、納付事務を行う。	1)公金収納サービス，コンビニ収納サービス及び地方税共同機構から市税の納付情報を取得し，消し込みを行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅱ納付状況消し込み	2)金融機関より、窓口で支払われた市税の納付日・計上日・納付額の情報を受け取り(紙・データ)、納付事務を行う。	削除	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅱ納付状況消し込み	3)各金融機関ごとに市税の口座振替依頼情報(データ)を作成し、振替結果情報を受け取り、納付事務を行う。	2)各金融機関に市税の口座振替依頼情報(データ)を作成後送信し，振替日以後に振替結果情報を受信し，消し込みを行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅱ納付状況消し込み	4)未納データを抽出し、茨城租税債権管理機構へ徴収事務を委託し、その徴収結果(紙)を受け取り納付事務を行う。	3)未納データを抽出し，茨城租税債権管理機構へ徴収事務を移管し，その徴収結果(紙)を受け取り徴収事務を行う。	事後	

令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅱ納付状況消し込み	5）申出により再発行納付書を作成する。	4）申出により再発行納付書を作成する。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 3-⑤使用方法 Ⅲ還付充当事務	税に更正が生じた場合に納付額に応じて還付充当の事務を行う。	納付額に過誤納金が生じた場合，納付状況に応じて還付充当の事務を行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託の有無	4件	5件	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託事項5		電子納付	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託事項5 ①委託内容		地方税お支払サイトで納付されたデータを保管する。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託事項5 ②委託先における取扱者数		50人以上100人未満	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託事項5 ③委託先名		地方税共同機構	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 4-委託事項5 ④再委託の有無		2）再委託しない	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先1 ③移転する情報	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税の納税義務者の税額、滞納額	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税の納税義務者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先2 ③移転する情報	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税の納税義務者の税額、滞納額	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税の納税義務者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先3 ③移転する情報	固定・都市計画税の納税義務者の税額、滞納額	固定資産税・都市計画税の納税義務者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先3 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定・都市計画税の納税義務者	固定資産税・都市計画税の納税義務者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先4 ③移転する情報	国民健康保険税を納付すべき被保険者の税額、滞納額	国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先5 ③移転する情報	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税納税義務者の税額、滞納額	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者の税額，滞納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先5 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税を納付すべき被保険者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先6 ③移転する情報	固定・都市計画税の納税義務者の税額、滞納額	固定資産税・都市計画税の納税義務者の税額，滞納額	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ収納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定・都市計画税の納税義務者	固定資産税・都市計画税の納税義務者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 2-③対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税、国民健康保険税の滞納者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の滞納者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 3-⑤使用方法	Ⅳ．不納欠損 時効完成債権に対し欠損処理を行う。	Ⅳ．不納欠損 時効消滅の該当に対し欠損処理を行う。	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 5-特定個人情報の提供・移転　移転先1 ③移転する情報	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税の滞納額及び納税義務者の滞納状況。	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の滞納額及び納税義務者の滞納状況。	事後	

令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 5−特定個人情報の提供・移転　移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税の納税義務者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 5−特定個人情報の提供・移転　移転先2 ③移転する情報	固定・都市計画税の滞納額及び納税義務者の状況	固定資産税・都市計画税の滞納額及び納税義務者の状況	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ滞納情報ファイル 5−特定個人情報の提供・移転　移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定・都市計画税の納税義務者	固定資産税・都市計画税の納税義務者	事後	
令和5年11月14日	Ⅱ宛名情報ファイル 2−③対象となる本人の範囲	軽自動車税、個人市・県民税、法人市民税、固定・都市計画税、国民健康保険税の課税者	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の課税者	事後	
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策　収納情報ファイル 9従業者に対する教育・啓発 対具体的な方法	【課内】 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対して、情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は、積極的な参加を促している。 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対し、情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	事後	
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策　滞納情報ファイル 9従業者に対する教育・啓発 対具体的な方法	【課内】 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対して、情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は、積極的な参加を促している。 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対し、情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して、情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は、積極的な参加を促している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し、情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	事後	
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策　口座情報ファイル 9従業者に対する教育・啓発 対具体的な方法	【課内】 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対して、情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は、積極的な参加を促している。 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対し、情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	事後	
令和5年11月14日	Ⅲリスク対策　宛名情報ファイル 9従業者に対する教育・啓発 対具体的な方法	【課内】 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対して、情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は、積極的な参加を促している。 ・職員（非常勤職員・臨時職員を含む）に対し、情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	【課内】 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対して，情報担当課が情報セキュリティに関する研修を実施する際は，積極的な参加を促している。 ・職員（会計年度任用職員及び派遣労働者を含む）に対し，情報担当課からの情報セキュリティに関する指示事項があった場合は遵守するよう呼びかけている。	事後	
令和5年11月14日	Ⅳ開示請求、問合せ 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	古河市個人情報保護条例（平成19年条例第20号）の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律、古河市個人情報保護条例及び施行規則の規定に基づき、開示・訂正・利用停止を受け付ける。	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 1－①事務の名称	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 1－②事務の内容	地方税法に基づき軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。 ②納付状況を管理し，過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い，納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を加算し，徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。	地方税法に基づき固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の徴収事務を行っている。 ①各税の決定した調定に基づき，納税者に送付された納入通知書（納付書）により納付されたものに対して，消込処理を行う。 ②納付状況を管理し，過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口，口座振替，コンビニエンスストア，スマートフォンアプリ及びクレジットカード並びに地方税法に基づく特別徴収等，納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また，申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに納付が確認できない者に対し，督促状を発送する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い，納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差押・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を加算し，徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行いながらも，徴収権の時効消滅の該当に対して，不納欠損処理を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報2－システム10− ①システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	

令和7年3月31日	Ⅰ基本情報2－システム10－②システムの機能		・本人確認 　既存住民基本台帳システムで確認した個人番号を元に，住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い，確認結果を画面上に表示する。 ・本人確認情報検索 　統合端末において入力された4情報（氏名，住所，性別，生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い，検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・機構への情報照会 　全国サーバに対して住民票コード，個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い，該当する個人の本人確認情報を受領する。	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報2－システム10－③他のシステムとの接続		庁内連携システム、宛名システム 税務システム	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 4．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1号　別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項　別表の24の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条	事後	
令和7年3月31日	Ⅰ基本情報 5-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第8号　別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（48の項） 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税情報」が含まれる項（第42、48、115、125、132項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 2-③対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 2-④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、その他	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等） ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、その他	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 4-委託事項1	収納システム管理の委託	収納システム運用・保守	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 4-委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供・移転の有無	〔〇〕提供を行っている　6件	〔〇〕提供を行っている　5件	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の26項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第42項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先2	社会福祉協議会	提供先2を削除し、提供先3から提供先6を詰める	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先2	社会福祉協議会	後期高齢者医療広域連合	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先2-①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の80項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第115項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先3	後期高齢者医療広域連合	都道府県知事等	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の87項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第125項）	事後	

令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先4	都道府県知事等	市長村長	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先4-①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の93項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第132項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-提供先5-①法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の27項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第48項）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先1-①法令上の根拠	古河市市税に関する証明及び公簿等の閲覧事務取扱要綱	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先1-③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先1-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先2-①法令上の根拠	古河市市税に関する証明及び公簿等の閲覧事務取扱要綱	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先2-③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者の年税額，納付済額，納期限未到来額，未過納額	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先2-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の納税義務者及び国民健康保険税を納付すべき被保険者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先3-①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先4-①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先5-①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先5-③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者の税額，滞納額	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者の税額，滞納額	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先5-⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先6-①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 5-移転先7-①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（収納情報） 6特定個人情報の保管・消去-保管場所	入退館管理や入退室に対する厳重なセキュリティ，システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 2-③対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の滞納者	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の滞納者	事後	

令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 2−④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 連絡先（電話番号等） ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、その他	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等） ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、その他	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 3−②入手方法	紙	紙、専用線	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 4−委託事項1	滞納システム管理の委託	滞納システム運用・保守	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 4−委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 5−移転先1−①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 5−移転先1−③移転する情報	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の滞納額及び納税義務者の滞納状況。	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税の滞納額及び納税義務者の滞納状況。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 5−移転先1−⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税の納税義務者	軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税及び法人市民税の納税義務者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 5−移転先2−①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 5−移転先3−①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項、古河市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項又は第3項	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（滞納情報） 6特定個人情報の保管・消去 −保管場所	入退館管理や入退室に対する厳重なセキュリティ，システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 2−④記録される項目 主な記録項目	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・業務関係情報 その他（市税引落し口座情報）	・識別情報 その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等） ・業務関係情報 地方税関係情報、医療保険関係情報、その他（市税引落し口座情報）	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 3−②入手方法	紙、専用線	紙、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）、専用線	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 4−委託事項1	口座システム管理の委託	口座システム運用・保守	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 4−委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 5提供・移転先の有無	○移転を行っている（7）件 ○行っていない	○行っていない	事後	

令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（口座情報） 6特定個人情報の保管・消去 −保管場所	入退館管理や入退室に対する厳重なセキュリティ，システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（宛名情報） 2−③対象となる本人の範囲	軽自動車税，個人市民税・県民税，法人市民税，固定資産税・都市計画税，国民健康保険税の課税者	固定資産税・都市計画税，軽自動車税，個人市民税・県民税・森林環境税，法人市民税及び国民健康保険税の滞納者	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（宛名情報） 4−委託事項1	宛名システム管理の委託	宛名システム運用・保守	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（宛名情報） 4−委託事項1 ①委託内容	磁気ディスクによる住民税賦課情報の保全のために，必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	磁気ディスクによる被保険者の管理を安全確実に行なうために必要な範囲で，特定個人情報ファイルの管理を委託。システムの運用・保守業務，法制度改正に伴う機能改修業務。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要（宛名情報） 6特定個人情報の保管・消去 −保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち，さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管。（サーバ室への入室は静脈認証）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお，クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり，セキュリティ管理策が適切に実施されているほか，次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017，ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され，バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち，本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては，政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 7−特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置		＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞ ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800−88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 10−その他のリスク対策	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（収納情報） 10-その他のリスク対策		・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 7-特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては，政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 7-特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 7-特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 7−特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置		＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞ ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800−88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 10−その他のリスク対策	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（滞納情報） 10−その他のリスク対策		・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては，政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 7−特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置		＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞ ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800−88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 10−その他のリスク対策	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等），ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，ISMAPにおいて，クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（口座情報） 10−その他のリスク対策		・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては，遠隔地保管を行っている。 ◆物理的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては，政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており，システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し，その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては，外部に持出できないこととしている。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は，ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより，ネットワークアクティビティ，データアクセスパターン，アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに，ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 7−特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		④クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対し，ウイルス対策ソフトを導入し，パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は，導入しているOS及びミドルウエアについて，必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は，インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については，閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは，国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事後	

令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 7-特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びその他のリスクに対する措置		＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞ ・基本的に届出・申請等に基づき，更新を実施しているが，情報に誤りがある場合は，職権により修正を行っている。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置＞ ・特定個人情報の消去にあたっては，消去の必要性があれば，業務責任者の承認を得た上で実施する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう，クラウド事業者において，NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 10-その他のリスク対策	【課内】 ・生体認証を導入し，事務に携わる者しか使用できないようにしている。 ・情報について使用制限を設けている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより，統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減，及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅲリスク対策（宛名情報） 10-その他のリスク対策		・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては，当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については，原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は，国はクラウド事業者と契約する立場から，その契約を履行させることで対応する。また，ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は，地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて，疑義が生じる場合は，地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	
令和7年3月31日	Ⅴ-1-①実施日	令和3年3月26日	令和7年3月31日		